

最高裁秘書第3360号

令和7年10月20日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の質問については、令和7年10月10日に答申（令和7年度（最情）答申第38号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

質問番号 令和6年度（最情）質問第63号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和7年2月26日（令和6年度（最情）諮詢第63号）

答申日：令和7年10月10日（令和7年度（最情）答申第38号）

件名：裁判官及び裁判所職員が閲覧できる最高裁判所裁判官会議の議事録の場合、
人事に関する情報は省略している理由が書いてある文書の不開示判断（不
存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「裁判官及び裁判所職員が閲覧できる最高裁判所裁判官会議の議事録の場合、
人事に関する情報は省略している理由が書いてある文書」（以下「本件開示申
出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申
出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」
という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事
務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、
最高裁判所事務総長が令和7年1月10日付けで原判断を行ったところ、取扱
要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める
諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 最高裁判所は、本件開示申出を「職員向けポータルサイトに掲載されている
最高裁判所裁判官会議の議事録（以下「会議議事録」という。）につき、人事
に関する情報は省略している理由が書いてある文書」と整理した上で、本件開
示申出文書を探索したが、当該文書は存在しなかった。
- 会議議事録は、その概要を職員向けポータルサイトに掲載することとしてい

るが、具体的な掲載範囲について文書を作成すべき根拠はなく、実際の掲載事務は前例等を参考に行うことで足りており、作成の必要性もない。このため、本件開示申出文書を作成又は取得していないことは不合理ではなく、実際にもこれを作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年2月26日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月5日 審議
- ④ 同年10月3日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書を作成し、又は取得していない理由として、会議議事録を職員向けポータルサイトに掲載する場合には、前例等を参考に掲載範囲を検討すればよく、具体的な掲載範囲に関する文書を作成すべき根拠も必要性もない旨を説明する。当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、会議議事録が職員向けポータルサイトに掲載される場合、人事に関する情報は省略され、具体的な内容は掲載されない運用がされているものと認められるが、このような運用は当該情報の性質に照らして不合理なものではなく、当該運用に関して文書が作成されていないことが不自然であるとはいえない。また、本件開示申出文書がなくても、前例等を参考に適宜掲載範囲を検討することで足りている旨の上記説明にも特段不合理な点はない。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋滋

委員長 戸 雅子

委員 川 神 裕